

(平成29年度改正) 措置施設における運営費の運用【弾力運用】指導にご注意

| | |
|---|---|
| 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費(措置費)の運用及び指導について | 3局長発 第0312001号 |
| 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費(措置費)の運用及び指導について」の一部改訂について | 雇児局長発0329第 5号 H29.3.29 社援局長発0329第47号 |
| (本件通知取扱については、厚労省4課長通知により(問)(答)による通知が発出されております。) | 老健局長発0329第31号 |

※下記の項目毎に該当事項を確認しチェックし、該当項目に【○印】を記す

| | | |
|---|--|----------------------|
| 1 運営費の弾力運用は(1)から(4)の全ての要件を満たす場合に認められます(要件チェック1) | | チェック |
| (1) | 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び関係法令等に基づく指導で、適正な法人運営確保が認められる。 | |
| (2) | 「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」など(別表1)の施設で適正な法人運営確保が認められる。特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。 | |
| 別表1 | 1 生活保護法による保護施設に対する指導監査について | 指導監査の確認 |
| | 2 障害者支援施設等に係る指導監査について | |
| | 3 老人福祉施設等に係る指導監査について | |
| | 4 児童福祉行政指導監査の実施について | |
| (3) | 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、財務3表公開されている。 | |
| (4) | 利用者本位のサービス提供で①又は②が実施されている。 | |
| ① | 「社会福祉事業経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知され、第三者委員を設置して適切な対応を行っており、入所者からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めている。 | |
| ② | 『「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について』に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。 | |
| 2 対象施設について(別表2)の確認(要件チェック2) | | チェック |
| 別表2の福祉関係各法に定める措置費支弁対象施設とするが、生活保護法による授産施設については、直接授産事業活動に係る経費を除いた部分については本通知を適用する。 | | |
| 別表2 | 1 生活保護法による「保護施設」 | 該当施設の確認 |
| | 2 身体障害者福祉法による「視聴覚障害者情報提供施設」 | |
| | 3 老人福祉法による「養護老人ホーム」 | |
| | 4 売春防止法による「婦人保護施設」 | |
| | 5 ・児童福祉法による「児童福祉施設(除く保育所)」 ・児童自立生活援助事業を行う「自立援助ホーム」 ・小規模住居型児童養育事業を行う「ファミリーホーム」 | |
| 3 運営費等の用途範囲について…弾力運用 | | チェック |
| (1) | 当施設における人件費、管理費、事業費の区分に関わらず運営経費に充当可能……経費充当の有無確認 | |
| (2) | 長期安定経営確保のため、将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、運営費から積立金に積立、次年度以降の当該施設の経費に充当可能となる。…積立資産の使用計画書の作成有無確認 | |
| | 目的外使用は理事会承認を要す(理事会承認有無確認) | ①人件費積立金 ②施設整備等積立金 |
| (3) | 民間施設給与等改善費(運営費の加算額)を限度として資金繰入可能 社会福祉施設等(別表3)の整備等に係る福祉医療機構の借入償還金(含む利息)には充当可能です。 (※別表3により対象事業を確認し、該当事業の可否確認と充当額の限度確認) | |
| (4) | 運用収入(預貯金の利息等の収入)は下記に充当、資金繰入が可能です。 | |
| | ①福祉医療機構への償還金(含む利息) ②法人本部の運営経費 ③第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営経費 ④同一法人が運営する公益事業の運営経費 | 該当項目の確認 |
| 4 前期末支払資金残高の取扱いについて…弾力運用 | | チェック |
| (1) | 理事会の事前承認を得たうえで、当該施設の通常経費に充当できる。……事前承認の有無 | |
| (2) | 理事会の事前承認を得たうえで、当該施設の運営に支障が生じない範囲で以下の経費に充当できる。 | |
| | ① 法人本部の運営経費 ② 第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営経費 ③ 同一法人が運営する公益事業の運営経費 | 運営に支障の有無確認 |
| (3) | 当期末支払資金残高は当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有の確認。 | |
| 5 運営費の管理・運用について…弾力運用 | | チェック |
| (1) | 運営費は安全確実に換金性の高い方法によること。 | |
| (2) | 法人内に限り、各区区間の貸借は、経営上止むを得ない場合、年度内に限り認められる。 | |